

(仮称) 大相模調節池親水公園の利用について (イベント等を含む)

利用につきましては公園内行為承認申請書及び、利用計画書やイベント等企画書等での申請が必要となります。詳しくは公園緑地課までお問合せください。

○当公園内の利用において下記に掲げる行為は承認が必要です。公園内行為承認申請書に利用計画書等の関係書類を添えて申請してください。

- (1) 営利を目的としない物品の販売、興行等
- (2) 写真、映画、テレビ等の撮影
- (3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類するイベント

※個人での写真撮影等は申請の必要はありません

○上記の行為に必要な書類は下記のとおりです。

- (1) 営利を目的としない物品の販売、興行等
- (2) 写真、映画、テレビ等の撮影
 - ・公園内行為承認申請書 ((仮称) 大相模親水公園の利用に関する要領 第1号様式)
 - ・利用計画 (任意様式)
- (3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類するイベント
 - ・公園内行為承認申請書 ((仮称) 大相模親水公園の利用に関する要領 第1号様式)
 - ・イベント等企画書 ((仮称) 大相模親水公園の利用イベント等の利用に関する要領 第1号様式)
 - ・イベント等利用計画書 (任意様式)

○イベント等で公園内を利用できる区域

利用できる区域は、下記のとおりです。利用する区域をイベント等企画書に明記してください。

- (1) 北池親水ゾーン
- (2) 棧橋
- (3) 水上ステージ
- (4) 北池芝生広場 (北側・南側)
- (5) 北池親水テラス (北側・南側)
- (6) 南池親水ゾーン
- (7) レイクサイドウォーク (北池側・南池側)
- (8) 北池水面 (北東側・北西側・南東側・南西側)
- (9) キャナル水面 (JR武蔵野線北側・JR武蔵野線南側)
- (10) 南池水面 (国道4号東埼玉道路東側・国道4号東埼玉道路西側)
- (11) その他市長が認める区域

○イベント等の利用については責任者を定めて、下記について責任を持って対応してください。

- (1) 公園の利用ルールを守って下さい。
- (2) スタッフ及び参加者に対して公園の利用ルールを守るよう伝えてください。
- (3) 参加者や他の公園利用者の安全確保に努めてください。
- (4) 必要に応じて公園施設を損傷しないよう養生を行ってください。
- (5) 看板の設置や広報などイベント等について周知を事前に行ってください。
- (6) 利用した区域については必ず清掃してください。
- (7) イベント等の利用に際して発生した事故を補償の対象とした保険に可能な限り加入してください。
- (8) 栈橋を利用する際は、出入りの場合を除き栈橋の扉を閉めてください。
- (9) 栈橋を利用する際は、参加者以外の人が入らないようにしてください。

○イベント等で未登録者がカヌー等を利用するときは、下記について未登録者利用計画書を作成してください。

- (1) 当該未登録者の情報
 - (2) カヌー等の利用ルールの周知方法
 - (3) 個人情報の取得及び管理方法
 - (4) 保険の加入状況等
- ※ ライフジャケットは必ず着用させてください。